複写機の製造の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募に対する意見公募の結果について

令和８年３月２６日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

複写機の製造の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただき厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月６日（金）～令和８年３月８日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

提出意見数：１件

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	複写機の製造の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第十一条第一項中「第八条から前条までに規定する」とあるのは「前三条に規定する」とするのが適切ではないか。	御意見を踏まえ、修正いたします。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

複写機の製造の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令について、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正箇所は、下記のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	改正後欄第８条	「清掃が容易な原材料の使用された・・・」について、明確化のために「清掃が容易な原材料が使用された・・・」と修正。	技術的修正
2	改正後欄第 11 条	「前三条に規定する取組」とすべきところ、「第八条から前条までに規定する取組」となっていたため修正。	技術的修正
3	改正後欄第 23 条	「前三条に規定する取組」とすべきところ、「第二十条から前条までに規定する取組」となっていたため修正。	技術的修正